明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四〇）　二
○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二四一）　四
〔省　令〕
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六二）　五
〔告　示〕
○平成三十年度中小企業支援計画（経済産業一六〇）　七
○自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部を改正する件（国土交通一〇四〇）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
平成二十九事業年度財務諸表（独立行政法人福祉医療機構・独立行政法人住宅金融支援機構）、平成二十九事業年度・年度決算（独立行政法人国際協力機構一般勘定・日本鉄道共済組合）、司法書士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四〇号）（財務省）

1　天皇陛下御在位三〇年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は五〇〇万枚、一万円の貨幣は五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣のうち独立行政法人造幣局が販売するものの販売価格を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては当該貨幣の価額一二万七、七七八円に消費税を加えた一三万八、〇〇〇円、一万円の貨幣及び五〇〇円の貨幣でそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては当該貨幣の価額一二万九、六三〇円に消費税を加えた一四万円とすることとした。（別表第四関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二四一号）（経済産業省）

1　題名を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」に改めることとした。

2　特定物質代替物質の種類として、モントリオール議定書付属書Fのグループ1及びグループIIを定め、その特定物質代替物質としてハイドロフルオロカーボン一八種類を定めることとした。また、特定物質代替物質ごとに、それぞれ地球温暖化係数を定めることとした。（第一条及び別表第二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年一〇月一五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。